

○ 財務省告示第4号
平成第6号～第五条第11項の規則へ平成十一年大蔵省
条件等を次年とおり告示する。
二行
二令
四十
四年
十二月
二十五
年
一月
九日
短期財務証券大臣（第三百二十九回）
國庫短期債券
に於ける規則は、政府短期債券の規定に基づき、平成十一年大蔵省

二
一
行
二
令
四十
四年
十二月
二十五
年
一月
九日
短期財務証券大臣（第三百二十九回）
國庫短期債券
に於ける規則は、政府短期債券の規定に基づき、平成十一年大蔵省

の法發号名稱及び記
條律發行の項及び根柢拠

四
三
二
一
行
二
令
四十
四年
十二月
二十五
年
一月
九日
短期財務証券大臣（第三百二十九回）
國庫短期債券
に於ける規則は、政府短期債券の規定に基づき、平成十一年大蔵省

の法發号名稱及び記
條律發行の項及び根柢拠

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」へ
る参て札發によ下競争は受けけるも日本銀行の
も加、「と行の者財同一発行格付に付けるも日本銀行の
にご務時といふに臣行。競争して行とどし。
よと大にいふに応がわ。下入行とどし。
るに臣行。行募各れ及札わする。その規
行限國るび価一れ。の以度債入価格とる。そ規
下額市札格競い入の定。

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ		
額 最	払	発	方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の	
千 万 円	万 二 万 三 九 千 二 兆 千 九 千 二 六 百 六 千 百 三 百 五 円 十 円 十 一 億 億 五 八 千 千 九 二 百 百 七 十 三	千 額 千 額 万 面 万 面 円 金 円 金 額 額 で で 二 三 千 兆 九 二 百 千 三 六 十 十 三 五 億 億 二 八	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 圏 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 特 別 行 参 一 加 と 者 い 。 う 第 . I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九							
払 込 期 日	者 札 参 加	入 所 支 払	場 金 金 額	元 還 期 限	償 入 期 發	行 債 札 競	争 別 格 競	非 債 債 I	者 特 市 加	国 債 市 場	入 札 發 競	価 格 價 格	発 行 競 格	振 替 單 位
平 成 二 十 四 年 十 二 月 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を き 受け た 者	日 本 銀 行 額 百 円 支 付 け 年 に う 、 つ 。 そ が 月 六 月 十 日 休 業 業 日 に	額 面 金 額 を き は 還 た だ し と 、 五 年 、 六 月 十 日 翌 休 業 業 日 に	償 還 期 限	當 た 成 立 し 、 と き 年 に う 、 そ が 月 六 月 十 日 休 業 業 日 に	平 成 大 額 百 円 に 上 に つ の そ れ 九 十 ぞ れ 九 九 の 応	十 五 面 錢 三 厘 百 圓 上 に つ の そ れ 九 十 ぞ れ 九 九 の 九	額 面 錢 額 百 厘 百 圓 上 に の そ れ 九 十 ぞ れ 九 九 の 九	募 五 面 錢 二 額 百 厘 百 圓 上 に の そ れ 九 十 ぞ れ 九 九 の 九	十 面 錢 二 額 百 厘 百 圓 上 に の そ れ 九 十 ぞ れ 九 九 の 九	額 面 錢 額 百 厘 百 圓 上 に の そ れ 九 十 ぞ れ 九 九 の 九	す 成 。 数 四 年 以 上 に 十 二 月 そ れ 九 十 ぞ れ 九 九 の 九	額 成 。 又 十 数 四 年 以 上 に 十 二 月 そ れ 九 十 ぞ れ 九 九 の 九	の 記 替 整 載 法 規 定 に 額 は よ る 最 振 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿